

愛称ロゴ決定！ オープンまで カウントダウン

市民交流センター整備室 ☎(88)9183



tette建設現場の仮囲いに愛称ロゴとオープンまでのカウントダウンパネルを設置

●愛称ロゴ

テッテ
tette

デザイン

▶色 建築コンセプトの「利用する人の背景になること」などを意識して、tetteで使われている金属素材と調和するシルバーグレーとしました。

▶形 tetteの構成字の「t」「e」について、先端を短くカットし形を揃えることで、文字に一体感とリズムを与えました。そして、文字の曲線によって親しみやすい丸みを帯びたデザインとしました。

●オリジナル数字

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

市民交流センター「tette」のオープンまでちょうど1年となった1月11日、記者会見を開き、tetteの愛称ロゴや、市コミュニティFMの開局について発表しました。

視覚的に認識しやすく より親しみやすく

愛称「tette」は、市民交流センターが、市民の皆さんに末永く愛され、広く活用していただけるよう、平成28

年7月から8月にかけて募集（応募総数1317件）し、同年11月に決定しました。

愛称ロゴは、tetteという愛称を市民の皆さんが視覚的に認識しやすく、より親しみを持てるようにするために決めました。このロゴは館内の表示や封筒、スタッフのユニフォームなどに使用していきます。

また、tette内の統一した雰囲気作りをするため、オリジナル数字も愛称ロゴと同じコンセプトで作成しました。

県内初の公設民営方式

「ウルトラFM」が 来年1月に開局

市コミュニティFMの愛称が「ウルトラFM」に決定しました。来年1月のtetteオープンと同時に開局し、地域の特色を生かした番組や防災・災害情報などを発信します。

運営方式 市が放送局を整備し、株式会社こぶろが運営

設置場所 市民交流センター「tette」内 4階

●愛称ロゴ



形は円とU、電波のイメージで構成し、地域をつなぐ「わ」の中にある、「U」あなたが発信する、あなたに発信する、といった意味があります。

愛称(ステーション名)

本市出身の円谷英二監督の故郷であること、市民が愛着を持ちやすい名称として決定
開局時期(予定) 平成31年1月11日 tetteオープンと同時に
今後のスケジュール PRを兼ね、7月を目安に動画サイト「YouTube」で、市民や学生などが出演する番組を配信する予定です。

「花の杜」プロジェクト植樹祭

いわせ悠久の里を 市民の憩いの杜へ

いわせ悠久の里で「花の杜」プロジェクト事業の一環として、植樹祭を行います。自然豊かな「花の杜」を未来に残すため、記念樹を一緒に植えましょう。

日時 3月25日(日) 午前9時30分
会場 いわせ悠久の里
植樹する苗木 イロハモミジ、ノムラモミジ、コハウチワカエデほか
※記念植樹の苗木は数に限りがあります。

▼市内各小・中学校の卒業記念植樹(無料)
▼結婚、出産、入学、還暦などの記念植樹(1口3000円)

申込期限 2月28日(水)
※いわせ悠久の里「花の杜」プロジェクト実行委員会事務局(岩瀬商工会) ☎(65)3210

「NASVA」の自動車事故被害者救済制度をご存知ですか？

交通遺児等育成資金の貸し付け
▶対象者 自動車事故が原因で死亡または重度の後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までの子ども

▶貸付金額(無利子)
●一時金 155,000円
●毎月 10,000円または20,000円
▶貸付条件 生活困窮家庭
▶返還 原則として20年以内の月々均等払い

重度後遺障害者への介護料支給

▶対象者 自動車事故により「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な人で、自賠責保険の後遺障害等級が次に該当する人

●I種(常時要介護) 1級1号または2号に認定
●II種(随時要介護) 2級1号または2号に認定など
▶支給額
●特I種(最重度) 68,440~136,880円
●I種(常時要介護) 58,570~108,000円
●II種(随時要介護) 29,290~ 54,000円

問い合わせ
独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA) 福島支所 ☎024(522)6626 [NASVA 支える](#) [検索](#)

市民交通災害共済に加入を

ワンコインで 家族を守る



生活課 ☎(88)9128

年間1人5000円の掛け金で、国内の交通事故による災害の程度に応じて見舞金を給付します。万が一の交通事故に備え、ご家族皆さんで加入しましょう。

年3月31日までに市外へ転出する人は加入できません。
共済期間 4月1日~平成31年3月31日(途中加入の人は、加入日の翌日から平成31年3月31日まで)
※共済期間中に市外へ転出しても、会員資格は失いません。
会費 年間1人500円(途中加入も同額)
申込方法 地区の嘱託員などから配布される申込用紙に、必要事項を記入の上、お申し込みください。

受付開始日 3月1日(木)
見舞金の請求 左下に記載の書類などを準備し、生活課にお越しください。

自転車の事故のとき 「診断書」と「交通事故証明書」または「目撃者証明」により見舞金を給付します。(目撃者証明のときは2万円のとき)

※歩行中に転倒しけがをしたときは、交通事故ではないため、対象になりません。
請求期間 事故発生日から2年以内

その他 故意、または重大な過失(酒気帯び、無免許、速度違反など)による交通事故、天災、その他の災害による事故のときは対象になりません。



●共済見舞金

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	入院通院日数	270日以上
3		200日以上
4		150日以上
5		120日以上
6		90日以上
7	60日以上	6万円
8	30日以上	5万円
9	8日以上	3万円
10	7日以下	2万円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令第1級または第2級の障害	30万円

※災害の程度は、交通事故発生日から1年以内の入院・通院の治療実日数が対象となります。

●見舞金の請求に必要な書類など

●交通事故証明書(自動車安全運転センターで発行)
●診断書(入院通院の日が明記されたもの)
●会員証(領収印が押印されたもの)
●印章(認め印可) ●振込口座の分かるもの(通帳など)
※「交通事故証明書」「診断書」は、保険会社の「原本の写しと相違ない」との証明があるものはコピーで可